主食費・副食費の負担軽減事業 Q&A

Q1　どんな制度ですか？

A1　３歳児クラス以上のお子さんを対象に、主食費及び副食費の負担を軽減する制度です。保護者が園に支払う主食費及び副食費の一部を甲斐市が補助します。

Q2　対象となるのは誰ですか？

A2　以下のすべてに当てはまるお子さんが対象です。
- ３歳児クラス（年少）以上（もしくは満３歳未満で１号認定を受けている）
- 甲斐市から認定を受けている

Q3　いくら軽減されますか？

A3　月額の上限は次のとおりです。
- 主食費：700円を上限に軽減
- 副食費：4,500円を上限に軽減

※園に実際に支払っている金額（実費）が対象となります。

Q4　国の基準で副食費が免除されている場合はどうなりますか？

A4　国の基準により副食費が免除されている方は、副食費の支払いがないため、主食費のみが軽減の対象となります。

Q5　主食費を園で提供していない場合も対象になりますか？

A5　対象になりません。園で主食（ごはん等）を提供し、園が保護者へ請求している場合のみ、主食費の軽減対象となります。ご家庭から持参している場合は、軽減の対象外です。

Q6　手続きは必要ですか？

A6　同意書の提出が必要です。制度の利用にあたり、保護者の同意を確認するためのものです。

Q7　以前の制度で同意書を出していますが、再提出は必要ですか？

A7　必要です。今回の制度は、これまでの副食費のみの軽減制度から内容が変更されているため、改めて同意書の提出をお願いします。

Q8　兄弟姉妹がいる場合、同意書は何枚必要ですか？

A8　１枚で構いません。兄弟姉妹分をまとめて記入し、１枚のみ提出してください。

〈裏面へ続く〉

Q9　同意書の提出先はどこですか？

A9　通っている園によって異なります。

・市内の園に通っている場合
→ 園へ提出してください。

・市外の園に通っている場合
→ 甲斐市役所子育て支援課へ直接提出してください。
※郵送での提出も可能ですが、郵送料は保護者負担となります。

Q10　同意書の提出期限はいつですか？

A10　令和８年４月30日（木）です。

Q11　今回の制度はいつから始まりますか？

A11　令和８年４月分の給食費から適用されます。

Q12　これまでの半額・無償の制度はどうなりますか？

A12　これまで実施していた副食費の第二子半額・第三子以降無償の制度は、令和８年３月末をもって終了します。

Q13　認可外保育施設に通っている場合も対象になりますか？

A13　対象になりません。

Q14　お弁当を持参している場合、お弁当の材料費等に対して軽減はありますか？

A14　お弁当を持参している場合、お弁当の材料費等について、市が軽減を行うものではありません。